

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県豊岡市寿町11-35

氏名 株式会社 川嶋建設
代表取締役社長 川嶋 実

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0796-22-4321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社川嶋建設 プロテックセンター

事業場の所在地 兵庫県豊岡市香住15-1

計画期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和 3 年度)実績量
 計画：今年度(令和 4 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑥)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥	307	300	0	0	0	0	0	0	0	0	307	300	0	0	307	300	0	0	0	0
0300廃油																				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	130	130	0	0	0	0	0	0	0	0	130	130	0	0	130	130	0	0	0	0
0700紙くず																				
0800木くず	499	550	0	0	0	0	0	0	0	0	499	550	0	0	499	550	0	0	0	0
0900繊維くず	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず																				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	91	100	0	0	0	0	0	0	0	0	91	100	0	0	91	100	0	0	0	0
1400鉱さい																				
1500がれき類	6117	6160	0	0	0	0	5497	5600	0	0	620		0	0	620	560	0	0	0	0
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
2010建設混合廃棄物 安定型	17	15	0	0	0	0	0	0	0	0	17	15	0	0	17	15	0	0	0	0
2020建設混合廃棄物 管理型	148	120	0	0	0	0	0	0	0	0	148	120	0	0	148	120	0	0	0	0
2400石綿含有産業廃棄物	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0	16	16	0	0	0	0
2500水銀使用製品産業廃棄物	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	7327	7393	0	0	0	0	5497	5600	0	0	1830	1233	0	0	1830	1793	0	0	0	0

別紙2（産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	0611 一般土木建築工事業
②事業の規模	600,000万円（年間売上高）
③従業員数	147人（2022年4月）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類；自社にて再生処理→再生砕石として再資源化 ・汚泥；処理業者へ委託 ・ゴム、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、木くず、紙くず、繊維くず；処理業者へ委託 ・木くず（伐採材）；再生処理業者へ委託→マテリアルとして再資源化

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

以下に示す「建設廃棄物等管理体制」の通り

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選別を行い、再生可能なコンクリートがら、アスファルトがらは再生資源化している。 ・木くずはチップ化等再生施設への処分委託をしている。 ・金属くずを分別し、有価物として処理を心掛けている。
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属くず、紙くず、木くず、廃プラ等 安易に混合廃棄物としてしまわず、分別を行い再資源化を進める取組みを行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木くず、紙くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、繊維くず ・廃棄用コンテナの設置場所が無く、分別のため大型どのう袋を使用している ・設置したコンテナに投入可能な廃棄物の「明確な表示」を行い、対象物以外の混入を防ぐとともに所内教育を行い、分別の重要性を理解させる取り組みを強化している
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各作業所に分別の重要性を指導、混合廃棄物としての排出を削減する。 ・小型コンテナの供給を委託業者に依頼する

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 自社再生施設にて適正処理を行っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 自社再生施設での処分を更に進め、再生量を確保する

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 毎月開催の社内「建設廃棄物等協議会」にて実績を持寄り、各部門の報告から、自社での再資源化（中間処理）を増やすよう取り組んでいる。
②計画	(今後実施する予定の取組) 自社処分をすすめ、再生量を確保する。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当有りません
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当有りません

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 各作業所にて分別を行い、処理委託したものが再生されるよう指導している。 適法処理を行う為、数値目標（電子処理率）を定め、マニフェストの電子処理化を行っている
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・自己処分出来る範囲外でのがれき類の処分について、再生施設での処理委託を進める様、指導教育をおこなう。 ・社外施設への委託実績量を再生利用業者へ委託する。 ・木くずについて、再生施設での処理となるよう全作業所へ指導周知を行う

建設廃棄物等管理体制

【基本方針】

1. 建設副産物の抑制につとめる。
2. 発生した建設副産物については、再利用及び減量化につとめる。
3. 再利用又は減量化できないものについては、適正な処理を行う。

建設廃棄物等協議会

総括責任者（1名）
副総括責任者（3名）
委員（5名）
事務局（安全品質環境室）

建設廃棄物等連絡会

土木工事事部
部門管理責任者
部門委員
保存管理者

建築工事事部
部門管理責任者
部門委員
保存管理者

アスリック
部門管理責任者
部門委員
保存管理者

- * 連絡会の部門管理責任者は協議会 副総括責任者が、部門委員は安全衛生委員が兼務する。
- * 部門の保存管理者は委託契約書、産業廃棄物管理票、帳簿（総括表）を取りまとめ、

排出事業者としての川嶋建設：建設廃棄物等処理責任者

土木工事事部 作業所
作業所長

建築工事事部 作業所
作業所長

アスリック
所長

収集運搬業者としての川嶋建設

政令使用人および保存管理者：アスリック所長

- ◆ 保存管理者は委託契約書、産業廃棄物管理票、帳簿を取りまとめ、5年間保管することに責任を持つ。

処分業者(中間処分)としての川嶋建設 (アスリック)

政令使用人および保存管理者：アスリック所長

- ◆ 保存管理者は委託契約書、産業廃棄物管理票、帳簿を取りまとめ、5年間保管することに責任を持つ。

処理業者

収集・運搬業者

中間処理業者

最終処分業者